

非訟事件手続及び家事事件手続に関する要綱案（案） における再検討事項について（２）

１ 手続費用の負担（非訟事件に関する要綱案（案）部会資料33－１第１の １（７）ア（ア）②，家事事件手続に関する要綱案（案）部会資料34－１第１ の６（１）ア②）

各自負担の原則の例外として非訟事件の手続費用を負担させることができるものの範囲を，次のとおりとすることで，どうか。

「 裁判所は，事情により，この法律又は他の法令の規律によれば当事者，利害関係参加人その他の関係人がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を，その負担すべき者以外のものであって次に掲げる者に負担させることができる。

① 当事者又は利害関係参加人

② ①に掲げる者以外の裁判を受ける者となるべき者

③ ②に掲げる者に準ずる者であってその裁判により直接に利益を受けるもの 」

（補足説明）

部会資料34では，②及び③を「①に掲げる者以外の裁判を受ける者となるべき者又はこれに準ずる者であって，その裁判により直接に利益を受けるもの」としていたが，この規律では，手続に参加していない裁判を受ける者であって，その裁判により直接に利益を受けるものとは評価し難いものに手続費用を負担させることが困難となり，例えば，手続に参加していない，会社解散の事件における会社や成年後見人解任の事件における成年後見人に手続費用を負担させることができなくなり，不都合であると考えられることから，裁判を受ける者については，その裁判により直接に利益を受けるものに限定することとしないものとするのが相当である。このように解しても，上記の各事件のように裁判により不利益を受けるような場合であれば，本案の裁判に対して即時抗告をすることができる場合がほとんどであると考えられるから，実質的な不都合はないものと考えることが可能である。